

第7回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年10月7日(金)午後2時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市農業センター講習室
- 3 定数及び現員数 定員16名 現員15名
- 4 出席委員 12名
 - 1番 石井清治
 - 2番 石渡正明
 - 3番 佐久間勝史
 - 4番 花澤一弘
 - 5番 繁田俊彦
 - 7番 大野雅弘
 - 9番 大越久雄
 - 10番 中山雅夫
 - 12番 渡邊美代子
 - 13番 根本雅史
 - 14番 山口壹弘
 - 15番 注連野千佳代
- 5 欠席委員 3名
 - 6番 山寄和雄
 - 11番 田中幸一
 - 16番 増田勉
- 6 出席事務局職員 3名
 - 斉藤事務局長
 - 山田主査
 - 高橋副主査

◎開 会

令和4年10月7日午後2時00分 開会

○事務局長（斉藤明博君） それでは、お忙しい中、農業委員会総会にご出席いただきありがとうございます。

初めに、会長からご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 皆さん、こんにちは。雨の中、ご苦労さまです。昨日、今日とまた、この冬のような気候に突然なってしまうまして、皆さんも健康のほうには十分気をつけていただきたいと思います。

先日、地区の推進委員と一緒に農地パトロールに、おとといですか、行ってまいりました。私の地区では平らなところが多いので、おおむねそんなにひどくはないのですが、隣の地区、高谷地区、山があって谷津田が多いところなのです。そういうところを重点的に回ったのですが、やはり獣害被害でイノシシの通り道であったり、田んぼに入ったその跡であったり、それ以上に道も削られて道が細くなってもう車が通れないのだというようなところもあったりしていて、耕作者の方は本当に苦労されているなということ。そして、また今米価が低迷しておりますよね。資材、そして肥料なんかも随分値段が上がってしまっていて、農業経営者にとっては大変厳しいような状況が続いている中、そういう獣害被害でも耕作がちょっと難しいような地区も増えている。農業委員としては、農地の維持管理というのが業務の一つでもありますけれども、こういつた中でやはりやっていくのはなかなか難しいものがあるなと痛切に感じております。

それでは、議事に入りたいと思います。

○事務局長（斉藤明博君） ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

総会の議事は、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、会長が行うこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） ただいまより第7回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、15名中12名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。6番、山寄和雄委員、11番、田中幸一委員、16番、増田勉委員。

◎議事録署名委員の指名

○議長（注連野千佳代君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

3番、佐久間勝史委員、4番、花澤一弘委員、お願いします。

◎議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（注連野千佳代君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について、事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第1号の整理番号1についてご説明いたします。

議案1ページを御覧ください。本件は、市内在住の個人が、市外在住の親族である土地所有者から申請地を使用貸借にて借り受け、農地に営農型の太陽光発電設備を設置しようとする案件です。こちらの案件につきましては、既に平成28年11月に農地転用の許可及び農地法第3条の許可を受けており、営農型太陽光発電設備を設置し、農地にはサツマイモを作付しております。

営農型太陽光の転用は原則3年が限度であるため、令和元年度に1回目の継続申請、今回の申請が2度目の継続申請となります。土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、令和4年9月12日に申請書の提出がなされております。

転用目的である営農型の太陽光発電設備についてですが、太陽光パネルを地表から高い位置に設置することでパネルの下の部分を農地のままとし、日照等の影響を考慮した作物の耕作により営農を継続しながら発電事業を行うというものです。

今回、転用する部分は、太陽光発電パネルを載せる支柱の設置部分となり、面積は支柱部分のみの1.7平方メートルとなります。

なお、農地法第3条の使用貸借権の設定には、申請人が農地所有者から申請地を借り受け耕作すること。また、太陽光発電設備を設置するための上空を占有する権利設定が含まれており、既に平成28年11月14日から22年間の許可を受けているため、申請は不要になります。

総会資料1ページの位置図を御覧ください。申請地は、昭和中学校の東側、約500メートル、JR袖ヶ浦駅の東側、約1.8キロメートルに位置し、10ヘクタール以上の広がりのある農地の中にあることから第1種農地と判断されます。

2ページには土地所有者が被後見人であるため、後見人の選任についての裁判所の書類を添付しております。

土地利用計画については、総会資料3ページから5ページのとおりであり、設備用の支柱42本と発電用パネル320枚の設置が計画されています。3ページの計画図の点が支柱の設置位置となっており、4、5ページが平面図、立面図となっております。

資料6 ページから9 ページは営農計画書で、引き続きサツマイモを作付する計画となっております。

また、耕作に関してですが、耕運の方法等については、支柱の地上高が3.5メートル、間隔が4.5から5メートルであり、トラクター作業などの支障はないとのこと。

排水関係については、汚水雑排水は発生せず、雨水のみであることから、自然浸透により処理する計画となっております。

総会資料10ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

1 番、石井清治委員。

○1 番（石井清治君） 1 番、石井です。9月の27日、15時頃、事務局、山田さんと現地確認をいたしました。現地は昭和中裏から500メートルぐらい行った左側でありました。現地は、営農型太陽光発電設備が設置されておりました、下部の農地のほうはサツマイモが作付をされておりました、収穫を迎えておりました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

根本委員。

○13番（根本雅史君） 13番、根本です。今回は、この太陽光設備の増設とか変更する部分というのはあるのでしょうか。

それと、もう一点は、この写真では上にパネルが載っていないのですけれども、この上に載せるのですよね。

○議長（注連野千佳代君） 事務局、お願いします。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。ただいまの根本委員からの質問についてですが、内容に変更はございません。営農型太陽光の転用における3年ごとの更新のための申請です。

また、太陽光パネルの設置はされていないのかとの質問ですが、営農型太陽光パネルは、通常の太陽光パネルのように大きなパネルではないので、見えにくいのですがパネルは設置されています。

○13番（根本雅史君） 全面に張るのではないのね。

○事務局（山田尚史君） 全面に張ってしまうと

- 14番（山口壹弘君） 日光が入らないから。
- 事務局（山田尚史君） そうですね、日光が入らないので。
- 13番（根本雅史君） 細長いのをやっているわけ。
- 事務局（山田尚史君） 4ページの図面のとおり細長いです。
- 13番（根本雅史君） なるほどね。分かりました。はい。了解です。
- 事務局（山田尚史君） 営農型太陽光は、下に日照がないと耕作できないので認められなくなってしまう。

以上です。

- 13番（根本雅史君） はい、分かりました。
- 議長（注連野千佳代君） ほかにありませんか。

私からちょっといいですか。この件ではないのですが、もう何年も前に、やはり営農型で下、サツマイモやるといって、別の場所なのですけども、申請があって、それが許可で設営されているのですが、その下で作っている気配は見たところなかったなと思っていた。ここの件ではないですよ。これは下に作ることで許可となるわけですよ。

山田君、お願いします。

- 事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。市内では営農型太陽光という形で許可を得ているものは、ここ1件だけです。第1種農地は原則太陽光発電はできないとなっているのですが、営農型太陽光の場合は、下を農地として耕作をするということで第1種農地の例外規定として太陽光発電施設を設置することができます。

ほかのところでやっているとすれば、普通に2種農地か何かで、通常の太陽光発電で転用している可能性もあると思います。

- 7番（大野雅弘君） 7番の大野です。
- 議長（注連野千佳代君） お願いします。
- 7番（大野雅弘君） この間、現地調査で推進委員と回ったのですが、そのときに、その土地は〇〇さんの土地だと言っていて、全部会社のほうに任せてあると言っていました。

- 議長（注連野千佳代君） 分かりました。
- 事務局（山田尚史君） よろしいでしょうか。
- 議長（注連野千佳代君） 山田君。
- 事務局（山田尚史君） それでは、その場所につきましては、事務局に戻った後に、農地ではない可能性もありますので、地図で確認したいと思います。その結果につきましては、またお話をさせていただきます。

○議長（注連野千佳代君） はい、お願いします。

ほかには質疑はないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可相当と決定いたします。

次に、議案第1号の2について、事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第1号の整理番号2についてご説明いたします。

議案1ページを御覧ください。本件は、市内の法人が市内在住の個人の所有する農地4筆の所有権を売買により取得し、資材置場として整備しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、令和4年9月の20日に申請書の提出がなされております。

総会資料11ページの位置図を御覧ください。申請地は、姉崎袖ヶ浦インターチェンジの北西側、約1.6キロメートル、椎の森工業団地の南東側、約150メートルに位置し、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

12ページの法人に関する資料、13ページの土地利用計画図、14、15ページの土留め板積み段数の図面を御覧ください。譲受人は、市内下泉で中古車解体等を行っている法人で、現在の事業所が手狭になったことから、新規に中古車置場を確保したいとのことです。

土地の利用計画については、現地は道路を挟んで2か所に分かれた農地であり、盛土及び土留め板の設置を行った上で、周囲に高さ1メートルのメッシュフェンスを設置。場内に砕石を敷いて利用する予定となっております。

排水計画については、汚水、雑排水の発生はなく、雨水は場内で自然浸透する計画と

なっております。

所要資金については、自己資金により賄う計画となっております。

16、17ページに現地写真を添付しております。現地は、10年以上前から耕作しておらず、保全管理のみ行っていたとのこと。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

13番、根本委員。

○13番（根本雅史君） 13番、根本です。9月26日、3時から、事務局の山田さんと現地確認をしてまいりました。現地は、耕作はされていません。草刈りだけ毎年やっている田んぼです。場所は、その11ページに出ているように、椎の森通りの不渡交差点に隣接する土地です。この図面上の左側が清水川の土地です。右側が下豆作です。この現地、この田んぼの周りにはもう荒れてしまっていて太い木が生えている状態です。左側の清水側のほうの土地の隣は、この図面でも線が引いてありますけれども、もう埋立てして二、三メートル、この田んぼより高くなってしまっています。ということで、周りは耕作している土地もないし、また、さらにもう荒れてしまって、もう山林になりつつあるということ、そういう場所です。したがって、転用しても問題はないと思います。

以上です。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

根本委員。

○13番（根本雅史君） 13番、根本です。この現地は、交差点に隣接していますので、ここに高いフェンスを作られると見通しが悪くなって交通安全上問題がありますので、先ほどの計画では1メートルのメッシュフェンスを作るという話を聞きましたので、ぜひその計画どおり見通しを確保しながらフェンスを作っていただきたいと思います。要望です。

○議長（注連野千佳代君） ほかにはございませんか。

山口委員。

○14番（山口壹弘君） 14番、山口です。これだけの職種というか、いろんな作業をして

いるので、これに関わる仕事の免許というか、資格、修了証みたいなやつはどうなっているかちょっと確認してほしいです。

それと、水路もそうですね。それともう一点ですけれども、周り水路になっているのですけれども、自動車とか、そういういろんな部品置いたときに、雨降ったときに、オイル、油が流れ出さないかが心配なのです。その対策とかオイルセパレーターとか、そういうことを考えているかどうか、ちょっと確認してほしいです。

○議長（注連野千佳代君） 事務局、山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。ただいま委員の皆様から様々な討論と言いますか、ご意見がございましたので、意見の件につきましては、こちらのほうから県に進達を行う際に、このような点について意見がありましたので、確認をお願いしますということで意見を送付した上での進達としたいと思います。

以上です。

○議長（注連野千佳代君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第1号の2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 11名中7名賛成となりますので、よって議案第1号の2については許可相当と決定いたします。これは、許可とはいっても、県のほうにお願いをつけて。これというのは、可決したわけなのですが、できた後にちゃんとフェンスになっているとか、その水のことに對して対策がなされているかの確認というのは後ですのでしょうか。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。完了後の確認についてですがフェンスにつきましては設計図上に入っておりますので、これができていないと完成とは認められません。そのほかの対策については、今の時点でははっきりしていないので確認いたします。

以上です。

○議長（注連野千佳代君） 分かりました。よろしく願います。

次に、議案第1号の3について、事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第1号の整理番号3についてご説明

いたします。

議案2ページを御覧ください。本件は、市内在住の個人が、市内在住の個人の所有する農地1筆を売買により取得し、駐車場として整備しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、令和4年9月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料18ページの位置図を御覧ください。申請地は、姉崎袖ヶ浦インターチェンジの南側、約1.5キロメートルに位置し、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

19ページの利用計画図を御覧ください。土地の利用計画については、現地は新しい県道千葉鴨川線に隣接する農地で、譲受人世帯は自家用車7台を所有しているが、自宅の駐車スペースが足りていないことから、今回の申請で自宅に隣接する農地を駐車場に転用し、駐車スペースを確保する計画となっております。

排水計画については、汚水、雑排水の発生はなく、雨水は場内で自然浸透する計画となっております。

所要資金については、自己資金により賄う計画となっております。

総会資料20ページに現地写真を添付しております。現地は、県道用地として買収された農地の残地であり、譲受人宅の裏に位置し、譲受人の所有する農地と隣接しています。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

7番、大野雅弘委員。

○7番（大野雅弘君） 7番、大野です。先月の9月30日の日、事務局の山田さんと現地のほうに行きました。現地は、鴨川線のすぐ脇で、農地も三角になってしまったような状態で農地としては利用できないようなところになってしまいました。駐車場というあれで適しているかなと思っています。ご審議のほう、よろしくお願いたします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより討論をお受けします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の3について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3については、許可相当と決定いたします。

◎議案第2号 令和4年度第6次農用地利用集積計画（案）の承認について

○議長（注連野千佳代君） 次に、議案第2号 令和4年度第6次農用地利用集積計画（案）の承認についてを議題といたします。

議案第2号について、事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第2号の令和4年度第6次農用地利用集積計画（案）についてご説明いたします。

議案第2号は、別冊となっております。この集積計画については、農地法第3条第1項第7号に該当し、農地法の規定による許可申請による許可ではなく、農業経営基盤強化促進法により農業委員会の審査及び決定を受けるために審議をしていただくものです。

それでは、議案第2号の4ページを御覧ください。農業経営基盤強化促進法による所有権移転は2件で、合計面積は283.7アール（2万8,371平方メートル）となっております。所有権設定の詳細内容につきましては、計画書（案）の1ページから2ページに記載のとおりとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 大鳥居地区土地改良事業参加資格の承認について

○議長（注連野千佳代君） 次に、議案第3号 大鳥居地区土地改良事業参加資格の承認についてを議題とします。

議案第3号について、事務局の説明を求めます。

齊藤君。

○事務局長（齊藤明博君） 事務局の齊藤です。議案第3号について説明いたします。

議案第3号と書かれた資料を御覧ください。別冊となっております。本件は、令和4年9月21日付で土地改良区を設立する申請の公告のあった大鳥居土地改良区の土地改良事業に参加するため、地域内の農地所有者が、土地改良法第3条の規定に基づく土地改良事業の参加資格について、農業委員会にその承認を求める申出があったものです。

議案第3号の1ページから13ページが申出者の一覧となっております。今回の申出者は43名で、土地改良法第3条第1項、第2項に定める土地改良区域内の農用地の所有者であることを事務局にて確認済みでございます。

総会資料の21ページから22ページに大鳥居土地改良区の公告の写し、23ページから55ページに参考として個別の申出書の写しを添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号については原案のとおり承認されました。

◎報告事項

○議長（注連野千佳代君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。協議報告第1号についてご報告いたします。

議案の3ページから4ページを御覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は令和4年8月1日から8月31日までで、6件でございます。報告は以上でございます。

◎その他

○議長（注連野千佳代君） 次に、日程第4、その他について。

委員から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 事務局から何かありますか。

〔「ありません。」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 本日の日程は全て終了しました。

◎閉 会

○議長（注連野千佳代君） これをもちまして第7回農業委員会総会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

午後2時50分 閉会